

令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引



町税につきましては、日頃からご理解ご協力いただきありがとうございます。
さて、固定資産税は、土地や家屋以外の事業用資産（償却資産）についても課税されます。

償却資産を所有している方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在で南部町内に所有する償却資産について申告が必要です。

つきましては、この手引をご覧ください、申告書等を作成のうえ、下記の期限までにご提出くださるようご協力お願いいたします。

提出期限：令和8年2月2日（月）厳守

※提出期限直前は窓口が混雑します。1月23日（金）頃までの提出にご協力ください。※

◆ ◆ ◆ 申告の際のお願い ◆ ◆ ◆

- ☆申告書を郵送で提出される場合は、本手引の最終ページに宛先として使用していただけるラベルを印刷してあります。切り取ってご利用ください。
- ☆郵送により申告する場合で、償却資産申告書の控え（受付印押印済）の返送が必要な場合は、必ず切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。
※2024年10月1日から郵便料金が改定されております。料金不足にはご注意ください。
- ☆償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等があった場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- ☆前年中に資産の増加及び減少がない場合でも「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」は必ず提出してください。

【提出（郵送）先・問合せ先】

南部町 税務課 資産税班

〒039-0592 青森県三戸郡南部町大字平字広場28番地 1

電話：0178-38-5962（課直通）

※申告書は、南部町役場南部支所、福地支所、剣吉支所の各窓口でもご提出いただけます。

償却資産とは

償却資産とは、地方税法第341条第4号の規定により「土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいう。ただし、自動車税の種別割の課税客体である自動車並びに軽自動車税の種別割の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとする。」とされております。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月31日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

== 目 次 ==

1 資産の種類ごとの主な償却資産 -----	2	16 申告が必要な方 -----	10
2 申告が必要な資産 -----	2	17 申告方式 -----	10
3 申告の必要がない資産 -----	3	18 申告書の提出方法及び提出先 -----	10
4 国税（法人税又は所得税）との主な違い -----	3	19 提出書類等 -----	11
5 業種別の主な償却資産 -----	4	20 本人確認（番号確認と身元確認）について -----	12
6 リース資産の取扱い -----	4	21 償却資産申告書の記入例 -----	13
7 貸付用の不動産の取扱い -----	5	22 償却資産申告書の記入方法 -----	14
8 償却資産と家屋の区分 -----	5	23 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例 ---	15
9 少額の減価償却資産の取扱い -----	7	24 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法 -	16
10 非課税となる償却資産 -----	7	25 種類別明細書（減少資産）の記入例 -----	17
11 課税標準の特例が適用される償却資産 -----	7	26 種類別明細書（減少資産）の記入方法 -----	18
12 固定資産税の減免が適用される償却資産 -----	8	申告書等の提出前にもう一度ご確認ください -----	19
13 償却資産の評価方法 -----	8	送付用宛名ラベル -----	20
14 課税標準額、免税点、税額、納期 -----	9		
15 その他 -----	9		

1 資産の種類ごとの主な償却資産

償却資産を「資産の種類」ごとに例示すると次のようになります。

資産の種類		主な償却資産の内容
第1種	構 築 物 (建物附属設備を含む)	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設、よう壁等
		建物附属設備 1 建物の所有者が取り付けした建物附属設備のうち、受変電設備、中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 2 テナント所有者が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築設備（これらを特定附帯設備といいます。）
第2種	機 械 及 び 装 置	工作機械、印刷機械等の各種産業用機械、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」、「00～09」、「000～099」、「00A～09Z」、「0A0～0Z9」及び「0AA～0ZZ」）、駐車場機械装置等
第3種	船 船	釣船、漁船、遊覧船、ボート、はしけ等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」、「90～99」、「900～999」、「90A～99Z」、「9A0～9Z9」及び「9AA～9ZZ」）及び農耕作業用の自動車で、最高時速が毎時35km以上のもの並びに台車等。ただし、自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。
第6種	工 具、器 具 及 び 備 品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パーソナルコンピュータ、プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器等

※国税上、建物又は建物附属設備で資産計上する場合でも、固定資産税上は償却資産として申告対象となります。

2 申告が必要な資産

1月1日現在で事業の用に供することができる資産で、（1）及び（2）の要件を満たすものは申告が必要です。

（1）土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産

※次のような資産でも事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

ア 建設仮勘定で経理されている資産

イ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

ウ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）

エ 償却済資産（減価償却が終わった資産）

オ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）

カ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）

キ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産

ク 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上、租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

（2）耐用年数が1年を超えて取得価額（1個又は1組当たり）が10万円以上の資産（法

人の場合は、10万円未満の資産でも減価償却した資産は申告の対象となります。)

3 申告の必要がない資産

次に掲げる資産については申告の対象外です。

- ア 土地、家屋
- イ 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車（実際に自動車税等が課されている必要はありません。）
- ウ 無形減価償却資産（アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権 等）
- エ 繰延資産（創立費、開業費、開発費 等）
- オ 棚卸資産
- カ 馬、果実、その他の生物（ただし、観賞用、興行用生物は除く）
- キ 経年によって価値が減少しない資産（書画、骨とう等）
- ク 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、法人税法又は所得税法の規定により一時に損金又は必要経費に算入するもの
- ケ 取得価額が20万円未満の資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却することを選択したもの
- コ 平成20年4月1日以降に取得したファイナンス・リース取引に係るリース資産（法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するもの）で、その所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの

4 国税（法人税又は所得税）との主な違い

国税（法人税・所得税）の取扱いと地方税（固定資産税（償却資産））の取扱いとの主な違いは次のとおりです。

項 目	地方税の取扱い 固定資産税（償却資産）	国税の取扱い （法人税・所得税）
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用（固定資産評価基準に定められた減価率を用いる） ※法人税法等の旧定率法で用いる減価率と同様	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法の選択制度 （建物については旧定額法） 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法の選択制度 （建物は定額法） 【平成28年4月1日以後取得】 定率法、定額法の選択制度 （建物並びに建物附属設備及び構築物は定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳	認められません	認められます
特別償却、割増償却、即時償却（租税特別措置法）	認められません	認められます
評価額の最低限度（償却可能限度額）	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）まで
中小企業者等の少額資産の損金算入の特例（租税特別措置法）	認められません	認められます

5 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと、次のとおりです。

業 種	主な償却資産の内容
共 通	タイムレコーダー(5)、事務机(15)、事務椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、レジスター(5)、コピー機(5)、ルームエアコン(6)、パーソナルコンピュータ(4)、サーバー(5)、LAN配線(10)、看板(10)、受変電設備(15)、舗装路面(10又は15)、その他
飲 食 業	食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)、その他
理 容 業 美 容 業	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6)、その他
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)、その他
小 売 業 食 肉 鮮 魚 販 売 業	冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉機(9)、電子秤(5)、冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6又は8)、冷蔵庫(6)、自動販売機(5)、その他
加 工 ・ 修 理 業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10又は15)、圧縮機(10又は15)、測定工具(5)、検査工具(5)、工業用水道(15)、その他
医 業 歯 科 医 業	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)、その他
不 動 産 貸 付 業	立体駐車場のターンテーブル及び機器部分(10)、金属造の塀(10)、コンクリート造の塀(15)、緑化施設(植木等)(20)、太陽光発電設備(17)、その他
農 業	果樹棚(14)、ビニールハウス(14)、農機具(トラクター(7)等)、その他

※ () 内の数字は、各資産の耐用年数です。

6 リース資産の取扱い

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買の準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、固定資産税（償却資産）においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主（所有者）が、当該資産を申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
<通常の賃貸借契約によるリース資産> 期間満了と同時に資産は回収される場合	× 申告不要	○ 資産の所在市町村へ申告が必要
<実際の売買にあたるようなリース資産> リース後に資産が使用者の所有物となる場合	○ 自己の資産として申告が必要	× 申告不要

※平成20年4月1日以降契約の所有権移転外ファイナンス・リース取引資産は、税務会計上では売買取引となり、借手側が減価償却を行います。固定資産税ではこれまでどおり貸手側が所有者となります。

7 貸付用の不動産の取扱い

賃貸用のアパート・ビル・駐車場を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に、償却資産に固定資産税がかかります。

償却資産に該当するものを例示しますと、次のとおりです。

これらは、土地・家屋として評価すべきものではなく、償却資産として申告が必要なものです。なお、所有されている資産が償却資産として申告対象なのかどうか分からない場合は、お問合せください。

資産の種類	資 産 例
構 築 物	外構工事（駐車場舗装、門、塀、側溝、緑化施設(植栽)、ネット、フェンス、自転車置場、外灯）、看板等の広告設備、ごみ置き場など
建 物 付 属 設 備 機 械 ・ 装 置	受変電設備（キュービクル）、電力引込設備、屋外給排水設備、屋外ガス設備、太陽光発電設備（屋根材一体型ソーラーパネルを除く）など
工具・器具・備品	ルームエアコン（壁掛型）、郵便受、宅配ボックスなど

8 償却資産と家屋の区分

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分 ※次ページの区分表を参照してください

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。

償却資産として区分されるため申告の対象となるもの	単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの又は独立した機器として性格の強いもの
家屋として区分されるため申告の対象とはならないもの	家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備

イ 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源装置、熱源装置、水処理装置、汚水処理装置、冷却装置、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エア配管、油配管、照明設備等及びその附属設備は、償却資産となります。例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスバーナー用のガス配管、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室（人が作業することが想定されない部屋）に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋の評価対象となりますので、償却資産申告の対象外です。

(2) 賃借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産（特定附属設備）

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附属設備といいます。

特定附属設備は、地方税法第343条第10項及び南部町町税条例第54条第8項の規定により、テナントの方が償却資産として申告してください。

【家屋と償却資産の区分表】

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係が同じ場合 (自己所有家屋に取り付けた設備等)	
			家屋 として評価	償却資産 として申告
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○	
電気設備	受変電設備	設備一式(キュービクル等)		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○
	中央監視設備	設備一式		○
	電灯コンセント設備、 照明器具設備	屋外設備一式		○
		屋内設備一式	○	
	電力引込設備	引込工事		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		○
		上記以外の設備(エレベータ・空調設備用等)	○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○
		配管・配線、端子盤等	○	
	LAN設備	設備一式		○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○
		配管・配線等	○	
	監視カメラ(ＩＴＶ) 設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器		○
配管・配線等		○		
避雷設備	設備一式	○		
火災報知設備	設備一式	○		
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○	
	給湯設備	局所式給湯設備(洗面台等に直結の電気温水器等)		○
		局所式給湯設備(ユニットバス用等、給湯配管を伴うもの)、中央式給湯設備	○	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○
		屋内の配管等	○	
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○		
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		○	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等	○		
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		○
		上記以外の設備	○	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		○
		上記以外の設備	○	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウエーター)等	○	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○
		上記以外の設備(給湯室のミニキッチン等)	○	
その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		○	
外構工事	外構工事	工事一式(舗装・門・塀・緑化施設等)		○

9 少額の減価償却資産の取扱い

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記ア～ウに記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

ア 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの

イ 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの

ウ 地方税法施行令第49条ただし書による、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの
※下記工、オに記載する資産（ウに該当するものを除く。）は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますのでご注意ください。

工 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産

オ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

No.	償却方法	所得価額			
		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
ア	一時損金算入 (*1、*4)	申告対象外			
イ	3年一括償却 (*2、*4)	申告対象外	申告対象外		
ウ	リース資産（ファイナンス・リース）	申告対象外	申告対象外	申告対象	申告対象
工	中小企業特例 (*3、*4)	申告対象	申告対象	申告対象	
オ	個別減価償却 (*5)	申告対象	申告対象	申告対象	申告対象

(*1) 法人税法施行令第133条第1項又は所得税法施行令第138条第1項

(*2) 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

(*3) 中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産です。（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

(*4) 上記ア、イ、工の償却方法について、令和4年4月1日以降に取得した資産のうち、貸付（主要な事業として行われるものを除く）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外となります。

(*5) 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産（令和4年4月1日以降に取得した貸付（主要な事業として行われるものを除く）の用に供する資産を除く）はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。（所得税法施行令第138条第1項）。

10 非課税となる償却資産

地方税法第348条（第2、4、5、6、8、9項）、同法附則第14条（第1、2項）、同法附則第14条の2に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。このような資産をお持ちの方は「非課税適用申告書」を提出してください。

11 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3（第1～33項）、同法第349条の3の4、同法附則第15条（第1～45項）、同法附則第15条の2（第1、2項）、同法附則第15条の3、同法附則第56条（第12、15項）に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。このような資産をお持ちの方は「課税標準の特例適用申告書」を提出してください。

12 固定資産税の減免が適用される償却資産

地方税法第367条の規定に基づき、南部町町税条例第71条第1項に規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有されている方の申請があった場合に限り、固定資産税の全部又は一部が免除されます。（申請時期により、免除される税額が変わる場合があります）該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税減免申請書」に必要事項をご記入のうえ、減免内容に係る資料とともにご提出ください。

13 償却資産の評価方法

償却資産の評価額は、固定資産評価基準に基づき、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数をもとにして、資産一品毎に次の計算式により算出します。

前年中に取得のもの = 取得価額 × (1 - 減価率 / 2) ※¹ ※ _____ は、小数点以下4位を四捨五入

前年前に取得のもの = 前年の評価額 × (1 - 減価率) ※²

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

下の「減価率一覧表」を使用して、計算式の一部を次のように置換えて計算することができます。

※1 『 (1 - 減価率 / 2) 』 ⇒ 『 減価残存率 (前年中取得) 』

※2 『 (1 - 減価率) 』 ⇒ 『 減価残存率 (前年前取得) 』

固定資産税（償却資産）減価残存率表

【固定資産評価基準（昭和38年12月25日号外自治省告示第158号）別表第15 耐用年数に応ずる減価率表】

耐用年数 年	減価率	減価残存率		耐用年数 年	減価率	減価残存率		耐用年数 年	減価率	減価残存率	
		前年中 取得のもの 1-(減価率/2)	前年前中 取得のもの 1-減価率			前年中 取得のもの 1-(減価率/2)	前年前中 取得のもの 1-減価率			前年中 取得のもの 1-(減価率/2)	前年前中 取得のもの 1-減価率
1	-	-	-	21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962

耐用年数省令の改正に係る取扱いについて

平成20年度税制改正における「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の改正により、耐用年数を変更する資産について評価額を算出する場合は、資産の取得時に遡って改正後の

耐用年数を用いるのではなく、平成20年度までは改正前の耐用年数に応じた減価残存率を、平成21年度からは改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用してください。

14 課税標準額、免税点、税額、納期

(1) 課税標準額

1月1日現在の評価額が課税標準額となります。ただし、課税標準額の特例が適用される場合は、評価額に特例率を乗じたものが課税標準額となります。

(2) 免税点

課税標準額の総合計が150万円（免税点）未満である年度は課税されません。

(3) 税額

課税標準額の計（1,000円未満切捨）に、税率（1.4%）を乗じた額（100円未満切捨）が税額となります。

(4) 納期

税額を5月、7月、9月、11月の4回に分けて納めていただきます。（具体的な納期は、納税通知書によりご確認ください。）。

15 その他

(1) 申告をしなかった場合や虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び南部町町税条例第75条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、地方税法第368条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役または50万円以下の罰金を科されることがあります。

(2) 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第353条及び第408条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役または50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合、現年度だけでなく5年度分まで遡及して修正することもありますのでご了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期と異なり1回となります。そのほか調査の結果により、家屋の評価を変更する場合があります。

(3) 国税資料等の閲覧について

南部町では、地方税法354条の2の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、南部町への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力をお願いします。

なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 固定資産（償却資産）課税台帳の閲覧制度

南部町では、毎年1月1日現在の償却資産課税台帳（償却資産種類別明細書を含む。）の内容について、4月1日から通年で閲覧できます。（税務課でのみの閲覧となります。各支所での閲覧はできません。）

※手数料は、1名義につき300円です。ただし、縦覧期間中（4～5月中）の閲覧は無料です。

※1月から3月までの期間に閲覧できる内容は、前年1月1日現在のものとなります。

16 申告が必要な方

1月1日現在、南部町内土地や家屋以外で事業用の用に供する資産（償却資産）を所有している方は申告が必要です。具体的には次のとおりです。

- (1) 法人
- (2) 個人事業主
- (3) 農林漁業者（自家消費用のみの方は除く）
- (4) 不動産を貸し付けている方（賃貸アパート、月極駐車場など）
- (5) 町内の事業所等に償却資産を貸し付けている方（リース業など）

※所有権留保付売買資産については、原則として買主の方が申告してください。

※償却資産を共有されている方は、共有名義の申告となりますので、各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、代表者を決めて申告してください。

※償却資産を所有していない場合は「該当資産なし」と記入し、提出してください。

17 申告方式

一般方式	前年中に増加・減少した資産について申告していただく方式です。評価額等の計算は南部町側で行います。
企業電算処理方式	1月1日現在に所有している全資産について、申告者側が評価額等を計算した上で申告していただく方式です。

18 申告書の提出方法及び提出先

郵送及び窓口	窓口（取り次ぎ）のみ
〒039-0592 青森県三戸郡南部町大字平字広場28番地1 南部町役場 税務課 資産税班	南部町役場 福地支所（苫米地） 南部支所（沖田面） 剣吉支所（剣吉）
窓口での受付時間	午前8時15分から午後5時まで（土・日・祝日を除く）
提出期限	令和8年2月2日（月）
<p>※受付印を押印した申告書の控えが必要な方は、原本と控え（コピー）を提出して下さい。なお、郵送で提出される方で、受付印を押印した申告書の控えの返送を希望される場合は、必ず切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。切手を貼り付けた返信用封筒の同封がない場合は、返送致しかねますのであらかじめご了承ください。</p> <p>※窓口での提出は、受付時間が限られているため、提出期限が近づく大変混みあいます。e L T A Xによる電子申告または郵送でのご提出をお勧めします。なお、メールやファックスによる提出は受け付けておりませんのでご了承ください。</p> <p>※電子申告により提出される方は、（一社）地方税電子化協議会の地方税ポータルシステム「e L T A X（エルタックス）」により、所定の手続に従って申告データを送信してください。詳しくは「e L T A X」のホームページ（http://www.eltax.lta.go.jp/）をご確認ください。</p> <p>※申請書等の様式については、南部町役場税務課及び各支所窓口にも備え付けておりますので、必要な方はご請求ください。なお、南部町ホームページ（https://www.town.aomori-nanbu.lg.jp/）にも掲載しておりますので、必要な方はダウンロードしてご利用ください。（暮らし・手続き＞税金＞固定資産税＞償却資産について）</p> <p>※前年度に申告されている方には、償却資産種類別明細書（資料用）を同封しております。この明細書は、貴事業所（事業者）が南部町の償却資産課税台帳に登録されている資産を種類別・取得年月順に印字してあります。申告書等作成の際の参考としてください。特に「種類別明細書（減少資産用）」を作成される際に、抹消コードの未記入や記入誤りがあると照合や審査に支障をきたす場合がありますのでご注意ください。なお、企業電算処理方式による申告をしている事業所へは送付されない場合があります。</p>	

19 提出書類等

固定資産（償却資産）の所有者は、事業用資産を所有していれば資産の増加・減少にかかわらず毎年申告が必要です。

申告すべき事項について正当な理由なく申告しなかった場合には、不申告に関する過料を科されることがありますのでご注意ください。

なお、提出していただく申告書等は次のとおりです。

申告していただく方		申告していただく資産		提出書類・様式		
		令和8年1月1日現在において所有されている全ての償却資産	令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増加または減少した償却資産	償却資産申告書 (償却資産課税台帳) 第26号様式	種類別明細書 (増加資産・全資産用) 第26号様式別表1	種類別明細書 (減少資産用) 第26号様式別表2
一般方 式	初めて申告される方	○		○	○	
	取得価額・耐用年数等に訂正がある方			○	○	○
	増加した資産がある方		○	○	○	
	減少した資産がある方		○	○		○
	資産に増減がない方			○		
	廃業または資産所在地を町外に移転された方		○	○		○
	資産を所有されていない方			○		
企業電 算方 式	初めて申告される方	○		○	○	
	前年以前に企業電算処理方式により申告された方	○	○	○	○	○
	廃業または資産所在地を町外に移転された方		○	○		○
	資産を所有されていない方			○		
備考	<p>該当する資産を所有している場合に提出していただくもの ※これらの書類を提出される場合は、申告書の「18 備考」欄に添付書類の名称を記載してください。</p> <p>所有資産の内容</p> <p>①非課税資産 ————— 非課税適用申告書、事実を証明する書類</p> <p>②課税標準の特例がある資産 — 課税標準の特例適用申告書、事実を証明する書類</p> <p>③短縮耐用年数適用資産 ——— 国税局長の承認通知書（写）</p> <p>④増加償却をされた資産 ——— 税務署長への届出書（写）</p> <p>⑤減免該当資産 ————— 減免申請書、事実を証明する書類</p>					

20 本人確認（番号確認と身元確認）について

個人事業者の方は個人番号（12桁）を、法人の方は法人番号（13桁）を記載欄に右詰め記載してください。個人事業者の方は、申告書提出の際に個人番号（マイナンバー）の番号確認と身元確認が必要となります。正しい個人番号の確認と他人のなりすまし防止のための手続きになりますので、申告書提出の際は下記のとおりご対応くださるようお願いいたします。（法人の方の場合は、身元確認等の書類は不要ですが、申告書へ法人番号の記載を忘れずをお願いします。）

なお、提出していただく際に必要な書類は次のとおりです。

申告していただく方		必 要 書 類		
		個人番号確認	身 元 確 認	代理権確認
来 庁 す る 方	個人事業者 ご本人	次のいずれか 個人番号カード（裏面） 通知カード 住民票（個人番号の記載があるもの）	次のいずれか 個人番号カード（表面） 運転免許証 パスポート など	/
	個人事業者 の代理人	次のいずれかの写し 本人の個人番号カード 本人の通知カード 本人の住民票（個人番号の記載があるもの）	次のいずれか 代理人の個人番号カード 代理人の運転免許証 代理人の税理士証票 など	

※郵送で申告書を提出する場合も上記書類を同封してください。委任状は原本、それ以外は書類の写し（現在の住所・氏名・生年月日が確認できる部分）を同封してください。

※通知カードは、カード記載事項に変更がない場合に限り、番号確認書類として利用できます。

21 償却資産申告書の記入例

第二十六号様式

南 部 町

令和 8 年度 ※①～⑪の説明は次ページをご覧ください。

償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

受付印
令和 8 年 1 月 23 日
南 部 町 長 殿

所有者コード
0001234567

① 個人番号 1234567890123
 ② 住所 (ふりがな) 青森県三戸郡南部町大字平字広場 2 8 番地 1
 ③ 氏名 代表取締役 南部 太郎
 ④ 事業開始年月 平成 18 年 1 月
 ⑤ 事業種目 医薬品製剤製造業
 ⑥ 事業開始年 20 年 1 月
 ⑦ 申告に該当する者の氏名 南部 花子
 ⑧ 税理士等の氏名 南部 次郎

資産の種類	取 得		価 値	評 価	課 税 額	課 税 標 準 額
	(イ) 前年前に取得したもの	(ロ) 前年中に減少したもの				
1 構 築 物						
2 機 械 及 び 装 置	74,094,000	807,000	16,250,000		89,537,000	
3 船						
4 航 空 機						
5 車両及び運搬具	26,485,000	650,000	1,400,000		1,400,000	
6 工 具 、 器 具 及 び 備 品	100,579,000	1,457,000	850,000		26,685,000	
7 合 計			18,500,000		117,622,000	

⑨ 所在地 南部町 大字油田面字沖中 4 6
 ⑩ 借 用 資 産 借 用 資 産 (有・無) 有
 ⑪ 備考 (添付書類等) 1 資産の増減あり
 2 資産の増減なし
 3 廃業・解散 (年 月 日付)
 4 該当資産なし
 5 その他

この欄は、企業電算処理方式により申告される方のみ記入して下さい。

22 償却資産申告書の記入方法

【第26号様式】償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記入方法

「【第26号様式】償却資産申告書（償却資産課税台帳）」は、償却資産の有無にかかわらず提出する必要がある場合があります。償却資産の増加・減少がない場合でも必ず提出してください。
 るようお願いいたします。控えが必要な場合は、お手数ですが提出前に各自コピーをお取りください。（受付印が必要な場合は、提出用と控用の2枚を提出してください。）

記入項目		記入内容
①	申告年月日	申告書を提出する年月日を記入してください。
②	住所	住所（又は納税通知書送達先）、及び電話番号を正確に記入してください。ビルの名称、階数及び部屋番号も記入してください。 ※印字された内容に変更がある場合は、朱書きで訂正してください。
③	氏名	個人の方は氏名を記入してください。法人の方は名称と代表者氏名を記入してください。また、屋号のある方は記入してください。 ※押印は不要です ※印字された内容に変更がある場合は、朱書きで訂正してください。
④	個人番号または法人番号	個人の方は12桁の個人番号（マイナンバー）を、法人の方は13桁の法人番号を右詰めで記入してください。
⑤	事業種目	具体的に記入してください。なお、2以上の事業を行っている場合は、主たる事業種目を記入してください。
⑥	事業開始年月	個人の方は事業を開始した年月を、法人の方は設立年月を記入してください。
⑦	この申告に回答する者の係及び氏名	この申告について応答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。
⑧	税理士等の氏名	償却資産申告書の作成に税理士等が関与している場合は、その税理士等の氏名、及び電話番号を記入してください。
⑨	南部町内における事業所等資産の所在地	南部町内にある事業所等、資産の所在地を記入してください。
⑩	借入資産	リース資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、「有」の場合は、貸主の名称及び資産名を記入してください。
⑪	事業所用家屋の所有区分	事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。
⑫	初めて申告する方	申告する資産がある方は「1」を、申告する資産がない方は「4」を○で囲んでください。
	前年以前に申告された方	<ul style="list-style-type: none"> ・資産に増減がある方は「1」を、資産に増減がない方は「2」を○で囲んでください。 ・廃業・解散により全資産が減少した方は「3」を○で囲み、廃業・解散の年月日を記入してください。 ・該当資産がない方は「4」を○で囲んでください。
	「5 その他」には	<ul style="list-style-type: none"> ・非課税・特例に該当する資産を所有している場合は、償却資産の評価について参考となるべき事項を記入してください。 ・法人合併や本店移転など申告義務者に関する特記情報を記入してください。 ・来年度以降、申告書の送付が不要の方は、その旨を記入してください。

23 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

第二十六号様式 別表一

南 部 町

令和 8 年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者コード		所有者名		課税標準		課税標準額		増加事由		枚のうち	
資産の種類	資産コード	資産の種類	資産コード	課税標準率	課税標準コード	課税標準額	課税標準額	増加事由	課税標準額	課税標準額	枚
0001234567	0001234567	なんぶ株式会社									1
01	2	特別高圧変圧器		1	15	15,000,000		1			1
02	2	精密検査機		1	6	950,000		3	R3.4●●市から移動		1
03	2	デジタル印刷システム設備		1	4	300,000		1	申告漏れ 改正前10年		1
04	5	フォークリフト		1	4	1,400,000		1	申告漏れ		1
05	6	冷蔵庫		1	4	300,000		2	中古取得 短期耐用年数		1
06	6	応接セット		2	4	400,000		4	訂正 取得価額誤り		1
07	6	複写機		1	5	150,000		4	訂正 耐用年数6年→5年		1
08		3 昭 和 4 平 成 5 令 和									
09		1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品									
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
小 計										8	18,500,000

この欄は、企業電算処理方式により申告される方のみ記入して下さい。

この欄は、記入不要です。

- 1 新品取得
- 2 中古品取得
- 3 移動による受入れ
- 4 その他

※①～⑨の番号の説明は次ページをご覧ください。

◎申告済の償却資産に誤りがあった場合の記載方法

同封の「償却資産一覧表」に記載されている資産で、資産の種類・名称・数量・取得年月日・取得価額・耐用年数に記載誤りがある場合は、下記の要領で記載してください。

- 1 (減少資産用)に「償却資産一覧表」に記載されているとおり記載し、減少理由「4その他」に○を付し、摘要欄に「訂正」と、その理由を記載してください。(例：取得価額誤り)
- 2 (増加資産・全資産用)に正しい明細をすべて記載し、増加事由「4その他」に○を付し、摘要欄にその旨、記載してください。(この場合、該当資産の種類番号から順に記載してください。)

24 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法

【第26号様式 別表1】種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入方法

前年中において新たに取得した資産及び前年度までに申告漏れとなっている資産を記入してください。初めて申告される方は、令和8年1月1日現在で事業の用に供することができる資産を全て記入してください。控えが必要な場合は、お手数ですが提出前に各自コピーをお取りください。

記入項目	記入内容
① 所有者名	氏名または名称を記入してください。
② 資産の種類	資産の種類に対応する「1～6」の数字を記入してください。 （「1」＝構築物、「2」＝機械及び装置、「3」＝船舶、「4」＝航空機、「5」＝車両及び運搬具、「6」＝工具、器具及び備品）
③ 資産の名称等	資産の名称及び型式等を記入してください。
④ 数量	資産の数量を記入してください。
⑤ 取得年月	資産を取得した年号及び年月を記入してください。 （「3」＝昭和、「4」＝平成、「5」＝令和 ※令和7年9月に取得した場合は「5 07 09」と記入します。）
⑥ 取得価額	当該資産の取得価額を記入してください。 ※取得価額は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（引取運賃、荷役費、関税、購入手数料、据付け費等の当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。）をいいます。 ※圧縮記録については、地方税法上は認められておりませんが、圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。 ※消費税相当額については、税込み経理方式を行っている方は取得価額に含めますが、税抜き経理方式を行っている方は取得価額に含めませんので、ご注意ください。
⑦ 耐用年数	減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から第6まで（別表第3及び第4を除く。）に掲げる耐用年数を記入してください。 ※中古資産について、見積耐用年数によっては、見積耐用年数によってはその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記入して下さい。
⑧ 増加事由	資産が増加したことについて、該当する番号を○で囲んでください。 （「1」＝新品取得、「2」＝中古品取得、「3」＝移動による受入れ、「4」＝その他） ※「4 その他」の場合は、「摘要」欄に具体的な事項を記入してください。
⑨ 摘要	当該資産について、次のような事項を記入してください。 ア) 非課税・特例に該当する資産について、その適用条項 イ) 短縮耐用年数を適用している資産について、その旨の表示 ウ) 増加償却を行っている資産について、その旨の表示 エ) その他当該資産の価格の決定に当たって必要な事項等 オ) 申告漏れ資産について、その旨の表示 カ) 移動による受入れ資産について、移動年月と移動元市町村（例：R3年4月 八戸市から移動） キ) 相続等により個人が取得した資産について、その旨の表示 ク) 申告年1月1日取得の資産について、その旨の表示 ※取得年月日が平成20年1月1日以前の「オ」申告漏れ資産」や「カ」移動による受入れ資産」で、耐用年数の改正があったものについては、改正前の耐用年数も必ず記入してください。（例：申告漏れ、改正前10年）

25 種類別明細書（減少資産）の記入例

第二十六号様式 別表二

南 部 町

種類別明細書（減少資産用）

所有者コード		所有者名		取得年月		取得価格	対応年数	減少の事由	区分	摘要	
資産の種類	資産コード	資産の種類	資産コード	年	月						1 全部
0001234567	0000000000001775	0000000000001813	0000000000001700	05	01	807,000	7	1 2 3 4	1 2	1 枚のうち 1 枚	
01	2	2	0000000000001775	15	01	807,000	7	1 2 3 4	1 2	①	
02	6	6	0000000000001813	15	04	200,000	7	1 2 3 4	1 2	当初取得価額40万円（数量2）のうち、20万円（数量1）が減少	
03	6	6	0000000000001700	24	22	300,000	2	1 2 3 4	1 2	訂正（取得価額誤り）300,000円→400,000円	
04	6	6	0000000000001830	15	02	150,000	5	1 2 3 4	1 2	訂正（耐用年数）6年→5年	
05											
06											
07											
08											
09											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
小 計							5				1,457,000

この欄は、記入不要です。

※①～⑪の番号の説明は次ページをご覧ください。

◎申告済の償却資産に誤りがあった場合の記載方法
 同封の「償却資産一覧表」に記載されている資産で、資産の種類・名称・数量・取得年月日・取得価額・耐用年数に記載誤りがある場合は、下記の要領で記載してください。
 1（減少資産用）に「償却資産一覧表」に記載されているとおり記載し、減少理由「4 その他」に○を付し、摘要欄に「訂正」と、その理由を記載してください。（例：取得価額誤り）
 2（増加資産・全資産用）に正しい明細をすべて記載し、増加事由「4 その他」に○を付し、摘要欄にその旨、記載してください。（この場合、該当資産の種類番号から順に記載してください。）

26 種類別明細書（減少資産）の記入方法

【第26号様式 別表2】種類別明細書（減少資産用）の記入方法

前年度までに申告された資産のうち、令和8年1月1日までに売却・滅失・他市町村への移動等の事由で減少した資産を記入してください。
また、記入誤り等による訂正（取得価額・耐用年数等）もこちらに記入してください。控えが必要な場合は、お手数ですが提出前に各自コピーをお取りください。

記入項目	記入内容
① 所有者名	氏名または名称を記入してください。
② 資産の種類	同封の種類別明細書（資料用）のうち、減少した資産の種類に対応する「1～6」の数字を記入してください。 （「1」＝構築物、「2」＝機械及び装置、「3」＝船舶、「4」＝航空機、「5」＝車両及び運搬具、「6」＝工具、器具及び備品）
③ 抹消コード	同封の種類別明細書（資料用）のうち、減少した資産の資産コードを記入してください。 ※未記入ですと、資産の特定ができないため、審査不可となる場合があります。
④ 資産の名称等	同封の種類別明細書（資料用）のうち、減少した資産の名称等を記入してください。
⑤ 数量	減少した資産の数量を記入してください。
⑥ 取得年月	同封の種類別明細書（資料用）のうち、減少した資産の取得年月を記入してください。 （「3」＝昭和、「4」＝平成、「5」＝令和 ※令和6年9月に取得した場合は「5 06 09」と記入します。）
⑦ 取得価額	減少した資産の取得価額を記入してください。 資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記入してください。
⑧ 耐用年数	同封の種類別明細書（資料用）のうち、減少した資産の耐用年数を記入してください。
⑨ 申告年度	記入する必要はありません。
⑩ 減少の事由及び区分	資産が減少したことについて、該当する番号を○で囲んでください。 ・減少の事由（「1」＝売却、「2」＝滅失、「3」＝移動、「4」＝その他） ・減少の区分（「1」＝全部、「2」＝一部）
⑪ 摘要	減少の区分が「2 一部」の場合や、取得価額等各種訂正の場合は、減少や訂正の内容を具体的に記入してください。 例1）当初取得価額40万円（数量2）のうち20万円（数量1）分が減少 例2）取得価額の訂正 300,000円→400,000円 例3）耐用年数の訂正 6年→5年

～ 申告書等の提出前にもう一度ご確認ください ～

- 申告書や種類別明細書に記入漏れはありませんか？
電話番号・マイナンバー（個人番号・法人番号）・取得年月・耐用年数 など
- 添付書類は揃っていますか？
個人番号確認、身元確認、非課税資産、課税標準の特例が適用される資産 など
- 申告対象の資産は全て記入していますか？
- 申告対象外の資産を記入していませんか？
家屋、小型特殊自動車 など
- 必要な料金分の切手を貼り付けた返信用封筒を同封していますか？
※控えの返送が必要な方のみ





----- 切り取ってご使用ください -----

039-0592

青森県三戸郡南部町大字平字広場28番地1

南部町税務課 資産税班 行

(令和8年度償却資産申告書等 在中)